

Webブラウザから

かんたん登記・供託申請

不動産・商業・法人・動産譲渡・債権譲渡及び成年後見の各種登記関係手続並びに供託関係手続の一部に対応！

STEP1

利用場面選択

STEP2

事前準備

STEP3

申請情報入力

STEP4

送信

申請情報入力

申請に必要な情報を入力してください。

いくつかの項目は問診の結果をもとに設定されており、通常は編集できません。

任意の値に変更したい場合は、[内容を変更](#) から内容の変更ができるようになります。

[i](#) から申請情報の入力に関する情報が確認できます。

* [手続についてを表示](#)（別タブで開きます）

申請先供託所 [i](#)

供託所を選択する

法務局

* 「供託所を選択する」ボタンから申請先の供託所を選択してください。

供託者

法人所在地 [i](#)

甲県乙市丙町一丁目1番1号

法人名 [i](#)

株式会社甲山商事

代表者 [法人の入力欄に切り替え](#)

資格 [i](#)

代表取締役

氏名 [i](#)

甲山太郎

会社法人等番号 [i](#) [入力欄を閉じる](#)

123456789012

その他の会社法人等番号 [i](#)

+ 会社法人等番号欄を
追加する

登記事項証明書の提示 [i](#)

登記事項証明書を提示しない又は提示を省略する。

登記事項証明書を提示する。

* 登記事項証明書の提示省略を希望しない場合には、「登記事項証明書を提示する。」を選択し、供託所に登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を別途送付してください。

* 申請人又は代理人が登記された法人である場合において、当該法人の登記が完了していないときは、登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を提示していただく必要があります。

被供託者

[入力欄を閉じる](#)

住所又は法人所在地 [i](#)

氏名又は法人名 [i](#)

供託の原因たる事実 [i](#)

供託者は、〇〇の輸入に当たり、当該貨物の輸入方法が「輸入許可前貨物引取り」となり、輸入許可前の貨物の引取について〇〇税関長の承認を受けるため、関税額、消費税額及び地方消費税額に相当する金200万円を担保として供託する。

法令条項 [i](#)

備考欄記載のとおり

供託金額 [i](#)

2000000 円

供託により消滅すべき質権又は抵当権 [i](#)

[入力欄を表示](#)

反対給付の内容 [i](#)

[入力欄を表示](#)

送付する添付書面 [i](#)

送付する添付書面はない。

送付する添付書面がある。

供託通知書の発送請求要否 [i](#)

供託通知書の発送を請求しない。

供託通知書の発送を請求する。

* 供託通知書の発送を請求する場合には、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で、郵便切手を供託所に送付又は持参してください。

供託書正本の交付方法 i

- 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。
- 書面の供託書正本の送付を請求する。

*書面の供託書正本の送付を請求する場合は、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で、郵便切手等を供託所に送付してください。

備考 i

法令条項：関税法第73条第1項、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第9条第2項、地方税法第72条の100第1項

官庁の名称：〇〇税関長

補正申請 i

- 補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

連絡先情報 i

氏名

甲山太郎

電話番号

01-2345-6789

通信（連絡・コメント）欄 i

供託所宛てのメッセージは、こちらに記載してください。

氏名又は法人団体名（全角カナ） i

カブシキガイシヤコウヤマシヨウジ